

6月は連合・男女平等月間

男女平等参画の実現に向けて 理解を深めよう！



連合は、6月を「男女平等月間」と位置付け、構成組織と一体となって男女平等参画社会の実現に向けた取組みを展開することとしています。そこで今号では、男女共同参画をめぐる現状や生保労連・連合の取組みについて紹介します。

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりがもっている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

どうして男女共同参画を進めなければならないの？

日本では憲法で男女平等がうたわれ、男女共同参画の実現に向けた法律や法律に基づく計画があるにも関わらず、男女間の賃金格差や育児・家事への男性参画が進まないなど多くの課題があり、男女共同参画の実現に向けては道半ばと言わざるを得ません。

男女共同参画の現状

2022年度GGI(ジェンダーギャップ指数)※1に見る日本の男女間格差は、下図①のように、146カ国中116位となっており、特に経済・政治参加の項目が進んでいないのが特徴的です。

図①



※1ジェンダーギャップ指数…各国の男女間格差の状態を示す指数で、経済・政治・教育・健康の4分野14項目において女性と男性の比率を計算

男女格差報告の主な順位

1位	アイスランド
2位	フィンランド
3位	ノルウェー
4位	ニュージーランド
10位	ドイツ G7首位
19位	フィリピン アジア首位
27位	米国
99位	韓国
102位	中国
106位	ミャンマー
116位	日本 G7最下位
146位	アフガニスタン 全体最下位

女性の就業率については、2022年では女性72.4%と男性84.2%との差が縮小しつつあるとともに、右図②の通り、出産後就職継続率についても53.8%と上昇傾向にあります。一方、出産を機に退職する女性が30%という現状を踏まえると、男性の育児・介護への参画を促す政策や意識醸成が課題と言えます。

図②

【女性の出産後就職継続率】

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

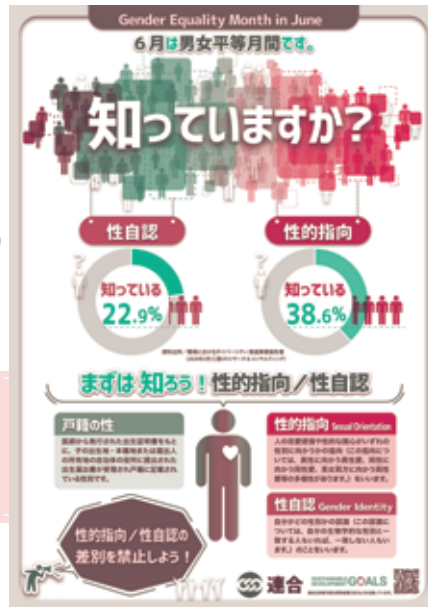
※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業) ※就業継続(育児休業)

- 第1子出産を機に退職する女性は23.6% (妊娠前から無職の人17.4%を除くと30%)、
- 出産後も働き続ける割合は53.8%
- 仕事と妊娠・出産、育児・介護を両立できる環境整備の徹底が必要。
- 男性の育児休業取得率は13.97%



▲連合ポスター



男女共同参画を実現するため

こうした課題を改善し、「男女平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された『真の多様性』が根付く職場・社会の実現」に向けて、連合では「ジェンダー平等推進計画」の中で、以下の目標を掲げて構成組織とともに取り組んでいます。

- 1 働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現と女性の活躍の促進
- 2 仕事と生活の調和
- 3 多様な仲間の結集と労働運動の活性化

※連合の詳しい取り組みについてはこちらからアクセス



生保労連の取組み

生保労連では、「『組織強化・拡大』の着実な前進に向けた中期取組み方針」「『職場におけるジェンダー平等』および『ワーク・ライフ・バランス』の着実な前進に向けた中期取組み方針」を2020年1月の中央委員会で確認し、「意思決定の場への女性参画」や「組合活動におけるワーク・ライフ・バランスの推進」、「ポジティブアクションの推進」等を掲げ、各組合とともに取組みを推進しています。

こうした取組みの一環として、3月の「ジェンダー平等推進委員会」では、生保労連支援議員の矢田わか子先生をお招きし、「男女共同参画の現状と女性の働き方に関する現状と課題」をテーマに、ご自身の組合役員時代の経験も踏まえて講演をいただきました。



▲矢田わか子先生



▲昨年の女性組合員交流会にて労連の取組みを発表

テーマに、ご自身の組合役員時代の経験も踏まえて講演をいただきました。

6月には男女平等月間に合わせて、「ジェンダー平等推進セミナー」や金融関係の産業別労働組合共催での「女性組合員交流会」の開催を予定しています。

ぜひこの機会に男女共同参画について考え、実現に向けた取組みを進めていきましょう。

▶ どうして6月が男女共同参画に関する月間なの？

1985年6月に男女雇用機会均等法が公布されたことを記念して、厚生労働省が翌年より6月を「男女雇用機会均等月間」としました。それ以降、厚生労働省や内閣府では6月を男女共同参画への理解を深める月としています。